

創業・スタートアップ支援

新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方へ

創業融資のご案内

創業期の方は、営業実績が乏しいなどの理由により
資金調達が困難な場合が少なくありません。

このため、日本政策金融公庫 国民生活事業では、
新規開業資金をはじめとした創業融資を通じて、
幅広い方の創業・スタートアップを重点的に支援しています。

POINT
1

無担保・無保証人融資

新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方は、
原則として無担保・無保証人で各種融資制度をご利用いただけます。

POINT
2

利率を一律 0.65%引下げ

新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方は、
原則として0.65%(雇用の拡大を図る場合は0.9%)引下げとなります。

POINT
3

長期でご返済可能^(※)

設備資金は20年以内(うち据置期間5年以内)、運転資金は原則10年以内
(うち据置期間5年以内)と長期でご返済いただけます。

(※)新規開業資金をご利用いただく場合を示しています。概要は裏面をご確認ください。

新規開業資金 概要

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	
資金のお使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	7,200万円(うち運転資金 4,800万円)	
ご返済期間	設備資金: 20年以内[うち据置期間5年以内] 運転資金:(原則)10年以内[うち据置期間5年以内]	
利率(年)	基準利率。ただし、一定の要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率。主な要件は次表のとおりです。	
	<ul style="list-style-type: none"> 女性の方、35歳未満または55歳以上の方 創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受けて新たに事業を始める方 	特別利率 A (基準利率-0.4%)
	<ul style="list-style-type: none"> 女性の方または35歳未満の方 日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。)等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている方(見込まれる方を含む。) 	特別利率 B (基準利率-0.65%)
	<ul style="list-style-type: none"> デジタル田園都市国家構想交付金(旧:地方創生推進交付金を含む。)を活用した起業支援金および移住支援金の両方の交付決定を受けて新たに事業を始める方 	特別利率 C (基準利率-0.9%)
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	

※ 融資制度の適用にあたっては一定の要件に該当することが必要です。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、お近くの支店へお問い合わせください。

